



質問

管理組合等名義の収納口座の印鑑をマンション管理業者が保管する場合、他の管理組合等と共通の印としてよいですか。

(相談概要)

管理組合等名義の収納口座を開設するのに、マンション管理業者が用意した印鑑を届出印としていますが、収納口座の印鑑をマンション管理業者が保管する場合、複数の管理組合で同一の印鑑を使用してよいですか。



回答

管理組合等名義の収納口座の印鑑は、本来、管理組合等が保管するものを、マンション管理業者が管理事務を受託して保管しているものです。

したがって、管理組合等の印鑑は、マンション管理業者が管理者等に選任されている場合又は管理者等が選任されるまでの比較的短い期間を除き、その管理組合毎に別のものになると考えられます。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。